

学校いじめ防止基本方針

I はじめに

板橋区志村第四小学校は、本校児童すべてが個人として尊重され、「いじめ」を受けることなく、安心して学校生活が送れるよう、東京都の定める「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、板橋区志村第四小学校『いじめ防止基本方針』を定める。いじめが認識された場合は、迅速かつ適正な措置をとる。

II いじめの定義

いじめとは、児童に対して、「当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいい、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。」（文科省「いじめ防止等のための基本的な方針」より。）

また、「いじめ」は人権を著しく侵害する行為である。いつでも、どこでも、誰に対してでも起こりうるものと認識する。

III いじめの形態

- ・理由なくいじわるなことをされる
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品の取り上げ
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

◆いじめ問題に関する基本姿勢◆

- ・いじめ問題に対して危機感をもつ。
- ・「いじめは絶対に許さない」という強い認識をもつ。
- ・加害児童に対して毅然とした態度で指導する。
- ・児童との信頼関係を作り、いじめを助長しない教育環境を整える。
- ・いじめに対して常に意識を高くし、敏感に反応する意識をもつ。
- ・被害児童に対して寄り添い、迅速に組織で対応する。

IV いじめ防止対策組織

○目的

- ・「いじめ」の未然防止、早期発見のため
- ・教章句因果組織的に機能するため

○組織

いじめ対策委員会：校長 副校長 生活指導主任 教育相談担当 該当学年

○対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等に関することについての報告、相談、啓発を行う。

- ・いじめに対する対応策を練り、迅速に対応する。

1 学校での取り組み

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、たてわり班活動、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・道徳の授業を中心としたいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・年に1度のセーフティ教室による、児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携、協力

(2) 早期発見

- ・月に1度のなかよしアンケート、スクールカウンセラーによる相談等による早期のいじめの実態把握
- ・保健室、相談室等の利用周知等による相談体制
- ・週に1度の生活指導誘拐による情報の共有
- ・スクールカウンセラーによる、5年生全員面接の実施

(3) 早期対応

いじめの疑いに関する情報、いじめに関する事実を把握した場合、「いじめ対策委員会」を中心に情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決に向けた取組を迅速に行い、必要に応じて関係者機関と連携をとる。

◆被害児童への対応及び支援◆

- ・いじめを認知した場合、いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通すという姿勢をとる。
- ・学校、学級において教師が被害児童の味方であることを明言する。スクールカウンセラーとの連携による安心できる場を確保する。
- ・複数の教員体制で、速やかに「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。
- ・被害児童、加害児童の保護者への連絡と話をする場を設定し、事実をもとに保護者への速やかな状況説明をし、早期解決を図る。

◆加害児童への措置◆

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童への指導及び支援。
 - ・速やかな事実確認と保護者への連絡を行う。加害児童の行為の明確化、校長を含めた複数の教員での対応、児童と保護者での話をする場の設定および保護者の責務について確認する場を設ける。
 - ・保護者への確認の上、被害児童への謝罪の場の設定。謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラーとの面談を行う。
 - ・いじめが継続された場合、被害児童から加害児童を遠ざける体制の確立、取り出し指導の場の設定、指導体制の確立を行う。
 - ・他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合、いじめの対策委員会と生活指導委員会が連携し、出席停止の措置を検討する。学校の秩序の維持、他の児童の教育を受ける権利を保障する観点から必要になる場合があることを保護者に説明し、了解を得る。

◆その他◆

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まないで生活指導タ会などで周知し、組織的に対応していく。
- ・子ども家庭支援センター、教育相談所、児童相談所などの関係諸機関、スクールカウンセラーなどの専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談をの相談

(4) 校内相談体制

情報取得	情報の共有	調査・聞き取り	対応・連携	経過観察	解決
教職員	校長 副校長 生活指導主任 学年主任 担任・教職員	生活指導委員会 学年主任 担任	校長 副校長 SC 学年主任・担任 生活指導主任	担任 学年 児童 保護者	チェック
いじめ対策委員会 問題実態把握 指導方針の決定 役割分担（連携指導） 【支援・指導・共通理解・協力依頼】					

(5) 校内研修

学校における、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置等、教職員のいじめに対する意識や 対応力、見抜く力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- ・学校いじめ基本方針の周知
- ・なかよしアンケートの実施、結果の検証

2 生活指導タ会

- ・いじめ対策にかかわる情報の共有
- ・いじめの事例の周知

3 教師の意識改革

- ・「よい子も1日」をもとにした生活指導の共通理解、共通行動
- ・道徳部との連携による道徳教育の推進
- ・児童指導、教育相談に関わるカウンセリングマインド等の事例研修
- ・SC を交えたケース会議、情報交換会
- ・情報モラル研修

(6) いじめ防止等に係る年間計画

月	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・一年生を迎える会	・基本方針確認 ・相談室、SC 紹介 ・校内研修「体罰防止」 ・学びのエリア研修①	・保護者会
5	・移動教室(5) ・セーフティ教室「情報モラル」	・校内研修「教員の意識点検」 ・教員自己申告(当初) ・生活指導全体会	・PTA 総会 ・道徳授業地区公開講座
6	・ふれあい月間① ・SC 面接(5) ・移動教室(6)	・校内研修「服務事故防止」	・学校運営連絡会① ・個人面談
7		・校内研修「体罰防止」	
9		・学びのエリア研修②	
10	・運動会 ・手話出前授業(4) ・中学体験入学(6) ・いじめ防止の授業	・教員自己申告(中間)	・学校運営連絡協議会②
11	・ふれあい月間② ・車椅子体験学習(4)	・校内研修「服務事故防止」 ・生活指導全大会	・家庭教育学級 ・おやじの会イベント
12	・志四フレンドフェスタ	・校内研修「教員の人権感覚」	・個人面談
12	・展覧会 ・ふれあい月間③ ・いたばし学級活動の日	・学校評価 ・校内研修「体罰 防止」 ・校内研修「服務事故防止」	・保護者会・学校運営連絡協議会③ ・青健非行防止懇談会
3	・六年生を送る会 ・お別れ給食会	・教員自己申告(最終) ・校内研修「情報管理」 ・基本方針改善	・PTA 総会
通年	・協働学習の導入 ・道徳教育 ・体験活動・分かる授業 ・たてわり班活動 ・あいさつ運動 ・なかよしアンケート	・生活指導夕会 ・学校対策委員会 ・健康観察 ・SC 面談 ・生活指導全体会	・土曜授業プラン

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

(7) 保護者及び地域との連携・啓発

学校・地域・保護者との連携をもとにした、いじめに対する未然防止・早期発見・対処・解決を行っていく。

1 道徳地区授業公開講座の実施に伴う地域、保護者向けの講演会の実施。

2 地域からの情報収集

- ・学校運営連絡協議会
- ・生活指導主任研修会
- ・学校警察連絡協議会

3 保護者からの情報収集

- ・PTA 運営委員会
- ・保護者会
- ・個人面談

V いじめによる重大事態等への対処（「いじめ防止対策推進法」第28条）

「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、「都教委いじめ総合対策」等に基づいた対応を行っていく。

- 1 重大事態が発生した際、校長は、板橋区教育委員会に速やかに報告する。また、生命又は体の安全が脅かされるような場合は、直ちに警察に通報する。
- 2 学校いじめ対策委員会を主体として、PTA 役員等を加え、調査委員会を設置する。
また、状況把握、調査・情報収集、記録の情報共有、保護者への情報提供を行い、教育委員会へ調査結果等の報告を速やかに行う。

VI その他

「板橋区立志村第四小学校 学校いじめ防止基本方針」の内容は、定期的に PDCA サイクルで見直し、実効性のある取り組みとしていく。

また、いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価を行い、いじめ対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行い、随時基本方針を改善していく。